

12 税の減免等

1. 相談の窓口

(1) 国 税

機関名	所在地	電話番号
奈 良 税 務 署	〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎	0742-26-1201

(2) 地方税

機関名	所在地	電話番号
課 税 課（市役所内）	〒630-0288 生駒市東新町8-38 1階13番窓口	74-1111 (内線7120)
奈良県自動車税事務所 自 動 車 税 第 一 課	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎内	0743-51-0081
奈良県自動車税事務所 自 動 車 税 第 二 課	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 (株)奈良県自動車会館内	0743-57-0300
奈 良 県 税 事 務 所	〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎内	0742-20-4533

2. 税の減免など

(1) 国 税

(窓口) 奈良税務署

区 分	種 類	内 容	金 額
所 得 税	障 害 者 控 除 (一 般)	本人または配偶者、扶養親族が ◇身体障害者手帳3～6級 ◇療育手帳B、B1、B2 ◇精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得控除 1人につき27万円
	特別障害者控除	本人または配偶者、扶養親族が ◇身体障害者手帳1・2級 ◇療育手帳A、A1、A2 ◇精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 1人につき40万円
	同居の特別障害者 (配偶者)扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が ◇身体障害者手帳1・2級 ◇療育手帳A、A1、A2 ◇精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 同居特別障害者の場合 1人につき75万円
相 続 税	相 続 に お け る 障 害 者 控 除	相続により財産を取得したとき、相続人 が障がい者の場合は85歳に達するまでの 年数により、税額から控除	税額控除 1年につき10万円 (特別障害者は20万円)

(2) 地 方 税

種 類	内 容	金 額	窓 口
市町村民税 県 民 税	前年中の所得が135万円以下の障害者	非 課 税	課 税 課
	・ 障害者控除（一般） ・ 特別障害者控除 それぞれ所得税障害者控除の要件に同じ	所得控除 ・ 障害者控除（一般） 1人につき26万円 ・ 特別障害者控除 1人につき30万円	
	同居の特別障害者（配偶者）扶養控除 所得税の要件に同じ	53万円	
事 業 税	重度の視力障がい者（失明者または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう等医業に類する事業	非 課 税	県 税 務 所

(3) 医療費控除について

(窓口) 税務署

人工肛門のストーマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストーマをもつ方の使用しているストーマ用装具（消化器系、尿路系等）の費用が医療費控除の対象となっています。

※ 医師記入のストーマ用装具装着証明書（用紙は障がい福祉課にあります。）にストーマ装具代の領収書を添付して確定申告の際に提出または提示します。

(4) マル優制度（非課税貯蓄）

預貯金や国債などの利子は、原則20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われますが、障がい者に該当する人の貯蓄の利子等については、次の非課税制度があります。

1 障がい者のマル優

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券です。

非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

2 障がい者の特別マル優

非課税の対象となる貯蓄は、国債と地方債です。

非課税となるのは、国債と地方債の額面の合計が350万円までの利子です。

これは障がい者のマル優と別枠になっています。

それぞれ、取引金融機関や取引証券業者にお問い合わせください。

(5) 自動車税

(令和5年8月1日現在)

種 類	内 容	金 額	窓 口		
自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）	○減免の対象となる自動車 ◇障がい者の方が所有する自動車で、かつ、次の①～③のいずれかに該当するもの （ただし、障がい者の方が18歳未満、療育手帳A、A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級の場合は、生計を同一にする者が所有する自動車でも対象となります） ①障がい者の方が自ら運転する自動車 ②障がい者の方と生計を一にする方が運転し、障がい者の方のために継続的に使用する自動車（生計同一証明書が必要です） ③障がい者の方を常時介護する方が運転し、障がい者の方のために継続的に使用する自動車（常時介護の証明が必要です） ◇障がい者の方の通学、通園、通院、通所、生業のために使用される車に限ります。 ◇減免できる自動車は、障がい者の方一人について1台（軽自動車を含む）で、自家用自動車に限ります。 ※事業用は対象外です。 ○申請方法 ◇県自動車税事務所へ申請してください。詳しくは、県自動車税事務所へお問い合わせください。 ◇生計同一証明書や常時介護の証明は、市役所障がい福祉課で発行します。詳しくは事前にお問い合わせください。	減 免	◇奈良県自動車税事務所自動車税第2課（074315710300） ◇奈良県自動車税事務所自動車税第1課（07431510081） ※（生計同一者・常時介護者運転の場合は市障がい福祉課）		
	障がいの区分			障 が い の 級 別	
				障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転
	視 覚 障 が い			1級～4級	1級～4級
	聴 覚 障 が い			2級、3級	2級、3級
	音声機能障がい（喉頭摘出している人に限る）			3級	
	平 衡 機 能 障 が い			3級	3級
	上 肢 不 自 由			1級、2級	1級、2級
	下 肢 不 自 由			1級～6級	1級～3級
	体 幹 不 自 由			1級～3級、5級	1級～3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい			上肢機能	1級、2級
				移動機能	1級～6級
	1級～6級			1級～3級	
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい			1級、3級	1級、3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			1級～3級	1級～3級
	肝 臓 機 能 障 が い			1級～3級	1級～3級
知 的 障 が い	療育手帳A、A1、A2				
精 神 障 が い	精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費（精神通院医療）受給者証の交付を受けていること。				
軽自動車税（種別割）	自動車税の減免要件に同じ	減 免	市 課 税 課		